医科点数等Ｑ＆Ａ

（リハビリテーション）

Ｑ１H004 摂食機能療法の対象患者が「脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害があるもの」から「脳卒中等による後遺症により摂食機能に障害があるもの」に変更されたが、対象患者に変更はあるのか。

Ａ１脳卒中等への変更は、「30 分未満の場合」の評価の新設に伴う文言の整理で、対象患者に変更はありません。

（選定療養・消費税率引き上げへの対応）

Ｑ２「入院医療に係る特別の療養環境の提供」について、消費税率の引き上げに伴い、徴収額を変更した場合、既に入院している患者に対して、差額室料の同意書をあらためて取り直す必要があるか。また、厚生局に再度届出し直さなければならないのか。

Ａ２徴収額が変更となる場合は、あらためて同意書を取り直す必要があります。また、厚生局に届出している額を変更する場合、あらためて届出を行う必要があります。